

第6章 推進体制

1. 推進のための 体制づくり

本指針に基づき、環境学習を着実に推進していくための体制として、以下の体制を整備します。

市における推進体制の整備

環境関連部局，教育委員会などによって構成される「（仮称）環境学習推進委員会」を設置し，本指針に基づく環境学習施策の総合調整を行うとともに，市における環境学習施策の点検・評価のほか，これからの環境学習施策についての検討を行います。

なお，本検討に関しては，毎年発行する環境状況報告書に反映させていきます。



■本市の望ましい環境学習事業の展開イメージ

パートナーシップによる環境学習事業を推進するためには、様々な指導者や学習主体が相互に参画・連携する仕組みが成熟することにより、将来的には（仮称）環境学習推進ネットワーク会議が環境学習センターの事業企画や事業運営を担い、効果的な環境学習事業を展開していくことが望まれます。

●環境学習推進のための体制イメージ図

